

日 銀 業 第 2 5 7 号
2 0 2 3 年 7 月 2 5 日

電子交換所決済専用特別当座勘定
にかかると利用金融機関 御中

日 本 銀 行

「電子交換所決済専用特別当座勘定にかかると「当座勘定規定」の特則」の一部改正に関する件

現金流通の一層の円滑化に資する観点から、「現金関連取引専用当座勘定」の開設を可能とすることに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します^(注)。

なお、電子交換所決済専用特別当座勘定の利用に関し、本件改正に伴う事務の変更はありませんので、念のため申し添えます。

(注) 日本銀行ホームページ (<https://www.boj.or.jp>) に掲載している「「日本銀行の当座預金取引の相手方に関する選定基準（取引の拠点にかかると基準）の特則（現金関連取引専用当座勘定）」の制定等について」（2023年7月11日付）によりお知らせした内容と同じです。

以 上

「電子交換所決済専用特別当座勘定にかかる「当座勘定規定」の特則」
中一部改正

○ 第10条第3項第2号を横線のとおり改める。

(2) 利用金融機関に属する店舗が日本銀行本店と新たに電子交換所決済専用特別当座勘定以外の電子交換所にかかる決済を行うことができる当座勘定取引を開始したとき。